

【料金表】訪問介護（要介護1～5）基本利用料通常時間帯（AM8：00～PM6：00）

〈特定事業所加算（I）を含む〉

身体介護	1割負担	2割負担	3割負担
30分未満	293円	586円	879円
1時間未満	464円	928円	1,392円
1.5時間未満	680円	1,360円	2,040円
30分増す毎に	98円	196円	294円

生活援助	1割負担	2割負担	3割負担
45分未満	215円	430円	645円
1時間未満	264円	528円	792円

※ 当事業所は、特定事業所加算（I）に該当する事業所であり、20%の加算額を頂いています。

※ 当事業所は、介護職員等処遇改善加算（I）に該当する事業所であり、上記料金より24.5%の加算額を頂いています。

- 2、上記サービス利用料は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- 3、当事業所のサービスを新規、または2ヶ月以上利用されていないお客様が再度利用する場合等に初回加算（200円/月）が加算されます。
- 4、通常的时间帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝（AM6時～AM8時）	25%
夜間（PM6時～PM10時）	25%
深夜（PM10時～AM6時）	50%
- 5、2人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合には、お客様の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。
- 6、当初予定されていない身体介護のご依頼をいただいた場合、当事業所のサービス提供責任者がお客様の担当ケアマネージャーと連携を図り、ご依頼から24時間以内に訪問した場合には緊急時訪問介護加算（100円/回）が加算されます。
- 7、サービス提供責任者が、訪問リハビリテーションの理学療法士等に同行し、共同して行ったアセスメント結果に基づき、訪問介護計画書を作成、その計画に従いサービスを提供した場合に、生活機能向上連携加算（100円/月）が3ヶ月間加算されます。
- 8、訪問介護サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。（法的介護保険対象外のサービスを希望される場合は、別途消費税をいただきます）
- 9、介護保険が適応され得るお客様が、まだ要介護又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただいた上で、要介護又は要支援認定を受けた後、自己負担額を除く額が介護保険から支払われます。
- 10、事業所と同一建物又は隣接建物に居住する一定数以上のお客様に対してサービス提供する場合基本料金の90%に減算されます。（円未満の端数処理等による多少の誤差が生じる事があります。）

【料金表】 介護予防ホームヘルプサービス（要支援1、2）の基本料金表

訪問型サービス（独自）	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防ホームヘルプサービスⅠ （週1回程度）	月額 1,176円	月額 2,352円	月額 3,528円
介護予防ホームヘルプサービスⅡ （週2回程度）	月額 2,349円	月額 4,698円	月額 7,047円
介護予防ホームヘルプサービスⅢ （週3回程度）	月額 3,727円	月額 7,454円	月額 11,181円

※ 当事業所は、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）に該当する事業所であり、上記料金 24.5%の加算額を頂いています。

- 2、上記サービス利用料は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- 3、当事業所のサービスを新規、または2ヶ月以上利用されていないお客様が再度利用する場合等に初回加算（200円/月）が加算されます。
- 4、通常的时间帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝（AM6時～AM8時）	25%
夜間（PM6時～PM10時）	25%
深夜（PM10時～AM6時）	50%
- 5、2人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合には、お客様の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。
- 6、当初予定されていない身体介護のご依頼をいただいた場合、当事業所のサービス提供責任者がお客様の担当ケアマネージャーと連携を図り、ご依頼から24時間以内に訪問した場合に緊急時訪問介護加算（100円/回）が加算されます。
- 7、サービス提供責任者が、訪問リハビリテーションの理学療法士等に同行し、共同して行ったアセスメント結果に基づき、訪問介護計画書を作成、その計画に従いサービスを提供した場合に、生活機能向上連携加算（100円/月）が3ヶ月間加算されます。
- 8、訪問介護サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。（法的介護保険対象外のサービスを希望される場合は、別途消費税をいただきます）
- 9、介護保険が適応され得るお客様が、まだ要介護又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただいた上で、要介護又は要支援認定を受けた後、自己負担額を除く額が介護保険から支払われます。
- 10、事業所と同一建物又は隣接建物に居住する一定数以上のお客様に対してサービス提供する場合基本料金の90%に減算されます。（円未満の端数処理等による多少の誤差が生じる事があります。）